

(株)絆ホールディングス関連事業者である就労継続支援A型事業者
による不正請求について

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労継続支援A型事業者(絆ホールディングス関連事業者)による不正請求が判明しましたので、その内容について下記のとおり報告いたします。

記

1 宇治市の利用者に係る対象事業者および事業所

事業者名	代表	事業所名	指定日	宇治市の利用者
NPO 法人リアン	代表理事 吉田倫子	リアン内本町	H28. 3. 1	1人
(株)リベラーラ	代表取締役 住吉健太郎	リベラーラ	R4. 4. 1	2人

・各事業所の所在地はいずれも大阪市内であることから、指定権者は大阪市

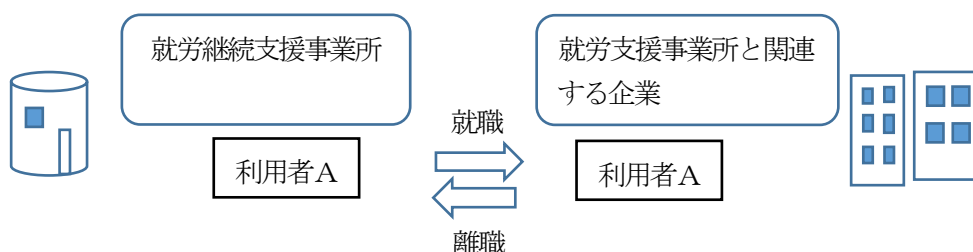
2 不正の概要

上記事業所において、利用者本人の意思や同意なく、事業所でのA型利用と自社での一般就労を機械的に繰り返すことにより、不正に加算(※就労移行支援体制加算)額を算定して請求を行い、受領した。

※ 就労移行支援体制加算

就労継続支援A型のサービスを受けた後に一般就労して半年以上続いた場合、その人数実績に応じサービス費の加算を行うもの

【A型利用と一般就労を機械的に繰り返すイメージ】



3 不正請求の内容

- (1) 令和6年度以降に大阪市が認定した就労定着者のうち、大阪市の監査で適正と認定した者を除く就労定着者数を基に請求された就労移行支援体制加算
- (2) 令和6年度分の3年重複ルール（3年間は同じ利用者について加算を複数回申請できないルール）に該当する就労移行支援体制加算
※（2）の不正請求額は（1）に含まれる

4 不正請求額等

- (1) 不正請求の対象となる人数 3人
- (2) 事業者への返還請求額

不正請求額	21,143,437円
加算額（不正請求額の40%）	8,457,374円
合計額	29,600,811円

5 その他

- (1) 令和8年3月27日付で各事業者に対し不正請求額の返還について通知
- (2) 指定権者である大阪市による各事業者への処分
指定の取消し（指定取消年月日 令和8年5月1日）
- (3) 宇治市利用者の状況（令和8年3月1日時点）
 - ・就労継続支援A型 利用なし
 - ・関連する企業での一般雇用 1人

6 今後の対応

大阪市と調整を図りながら不正請求額等の全額回収を進める。

7 これまでの経緯

10月23日	大阪市が実施する監査への協力依頼文書を受理
10月24日	対象事業所に係る宇治市利用者の情報を大阪市へ提供
12月18日	大阪市を訪問して監査資料の閲覧・協議を行う
3月18日	宇治市利用者に係る不正請求内容を大阪市と確認
3月26日	大阪市から監査結果の連絡を受理
3月27日	大阪市にあわせて対象事業者へ返還請求額の通知及び公表